

関西教育学会研究紀要規定

- 1 本規定は、関西教育学会研究紀要編集委員会規程第 6 条に基づき、「関西教育学会研究紀要」（以下、本誌という。）の編集と投稿等について定めるものである。
- 2 本規定の改正は研究紀要編集委員会（以下、委員会という。）が行う。

I. 編集に関する規定

- 1 本誌は、関西教育学会の機関誌として「関西教育学会年報」とは別に、年 1 回発行する。
- 2 本誌は研究論文、研究ノート、実践研究報告、書評を掲載する。
- 3 「研究論文」は学術研究のオリジナルな著述、「研究ノート」は萌芽的な性格、または速報性を重視した著述、「実践研究報告」は教育現場での実践または観察を含み、教育改善への視点を有する著述とする。
- 4 本誌に研究論文、研究ノート、実践研究報告への投稿を希望する会員は、「II. 投稿に関する規定」に従い、原稿及び別紙を提出するものとする。
- 5 投稿原稿の掲載は委員会の審議を経て決定する。審査の公正を期するため、投稿原稿の審査は無記名論文について行う。審査は委員会委員が行うが、委員会が必要と認めるときは、委員以外の正会員に審査を委嘱することがある。
- 6 掲載予定の原稿について、委員会は執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。また、審査の結果、原稿種別の変更を条件に修正を求めたうえで採択する場合がある。
- 7 原稿の印刷において図版の作成等で特に費用を要する場合、執筆者の負担とする。
- 8 執筆者による校正は再校までとする。その際、大幅な修正は認められない。
- 9 本誌に掲載された論文等の著作権は、本学会に帰属する。また、著作者自身が自己の著作物を利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。

II. 投稿に関する規定

- 1 原稿の内容は未発表のものに限る。但し、口頭発表はこの限りではない。
- 2 研究論文、研究ノート、実践研究報告の執筆要領はいずれも次のとおりとする。
 - (1) 原稿は委員会が作成するテンプレートを利用して作成する。テンプレートは、A4 判、横書きで、1 ページ 40 字×40 行、13 枚目の 20 行目まで（図表、文献、注等を含むが、表題及び摘要は別紙に記載する）である。
 - (2) 図表中の文字は、A4 判の本誌に印刷された際に判読可能な大きさでなければならない。
 - (3) 注記は末尾に一括して掲げる。出典、参照史資料、典拠箇所のパージ数などを明記すること。

- (4) 原稿には執筆者名、所属を記入してはならない。また、本文中に、「拙著」、「拙稿」あるいは「筆者の既発表論文」など、執筆者名が判明するような記述を行わないこと。
- 3 原稿とは別に 250 語程度の欧文摘要（英、独、仏のいずれかとする。）及びその日本語訳を作成するものとする。
 - 4 原稿の提出にあたっては、「研究論文、研究ノート、実践研究報告の別」、「表題」、「執筆者名」、「所属」、「連絡先」（住所・電話番号・電子メールアドレス）、「欧文摘要及びその日本語訳」を記した「別紙」を付けること。
 - 5 投稿は、原稿の Word ファイルとそれを PDF 化したもの及び別紙を投稿システムより提出するものとする。提出締め切りの期日は別に定める。

Ⅲ. 投稿資格に関する規定

- 1 投稿は本学会の会員に限る。但し、共著論文に関しては、第一著者が本学会会員であればよい。
- 2 同一の著者が、同一号に研究論文、研究ノート、実践研究報告を含めて複数の投稿を行うことはできない。
- 3 投稿原稿が掲載された会員は、次号の同一種別には投稿できない。但し、掲載された原稿が共同執筆である場合、最初に氏名が掲げられている者（第一著者）以外は、引き続き投稿できるものとする。
- 4 投稿者は、投稿締め切り日までに当該年度までの会費を完納していること。

附則

- 1 本規定は 2024 年 4 月 26 日に制定し、同日より施行する。
- 2 本規定の制定をもって従来の「関西教育学会研究紀要規程」は廃止とする。